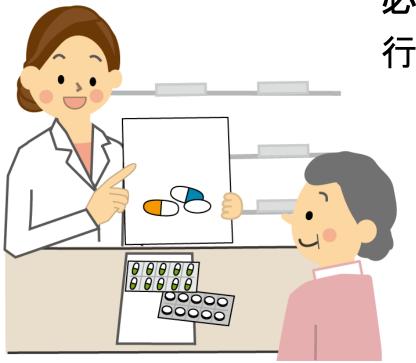
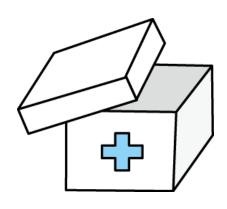
医薬品の販売制度

要指導医薬品・第1類医薬品の情報提供の方法

- ・安全性上、特に注意が必要な成分を含むため、 「**薬剤師**」からの情報提供が義務づけられています。
- •「文書」等を用いて、適正使用のために

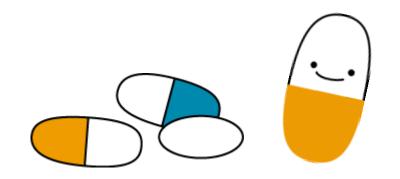


必要な情報提供を 行わなければなりません。



第2類医薬品の情報提供の方法

- 「薬剤師」もしくは「登録販売者」が情報提供に努めます。
- 購入の際は、できる限り使用法や副作用などについての情報提供を受けてから、使用することが望ましい薬です。



お薬の相談をしたい!時は?

購入者側から医薬品について相談があった場合には、資格者が説明することが義務づけられています。

販売時の情報提供と 同様にリスクによって 応じる資格者が 異なります。 (右図参照)

